

観光目的税制度の運用について

▶ 課税期間は設定しない

法定外目的税は、特定の費用に充てるために課すものであることから、一定の期間が経過した後に改めて課税の適否や当否について判断する必要があるが、観光目的税を必要とする財政需要が一定の期間に限って生じるものでないこと等から、条例による期間の設定は想定しない。

しかし、社会経済情勢の変化に応じた財政需要の推移等に基づき、その課税の在り方（税率や課税免除等）を再検討する必要性はあることから、一定期間（5年程度）経過後に、制度を再検討する仕組み作りを行う予定。

▶ 税収の適正管理・執行のため基金を設置

法定外目的税の税収が特定の事業の経費に充てられることを厳格に管理するためには、その税収について他の歳入と区別することが必要である。

そのため、観光目的税の税収を管理する基金を設置し、その基金に税収を積み立て、積み立てた基金から特定事業の財源として充当する予算編成の仕組み作りを行う予定。

これにより、観光目的税の徴収年度に執行残が出た場合、翌年度の歳入予算に加えた予算編成が可能となる。

▶ 特別徴収義務者には報償金を支給

観光目的税の徴収方法は、納税義務者からの徴税を沖縄県に変わってホテル等の経営者（特別徴収義務者）が特別徴収する制度設計を想定している。

観光目的税の賦課徴収の円滑な運営を図り、納期内に納入することを確保する観点等から、特別徴収義務者が行う徴税事務に対して一定の報償金（徴収額の2.5%）を支払う仕組みとする予定。

